

# 財団法人 岡山県育英会 奨学規程

## (奨学生の資格)

第1条 本会から学資の貸与を受ける生徒及び学生を奨学生といい、貸与される学資を奨学金という。奨学生となる者は、高等学校、大学又は別に定める学校に在学し、次の各号に該当するとともに、資力不十分のため修学の目的を達することが困難な者とする。

- (1) 県内に居住する世帯の子女であること。
- (2) 品行方正であること。
- (3) 学業成績優秀であること。
- (4) 成業の見込があること。

2 進学を条件とした奨学生の候補者(以下、「予約奨学生」という。)は、進学後、進学を証する書類を提出することにより奨学生となる。

3 家計急変により修学の目的を達することが困難となり、緊急に奨学金の貸与が必要である者(以下、「緊急採用奨学生」という。)は、会長が認めた期間内に限り奨学生となる。

## (奨学金の月額)

第2条 奨学生に貸与する奨学金の月額は、次のとおりとする。

### (1) 高等学校又はこれと同程度の学校の奨学生

国公立	自宅通学	18,000円
国公立	自宅外通学	23,000円
私立	自宅通学	30,000円
私立	自宅外通学	35,000円

### (2) 大学又はこれと同程度の学校の奨学生

国公立	自宅通学	45,000円
国公立	自宅外通学	51,000円

ただし、短期大学については、45,000円とする。

## (貸与の期間)

第3条 奨学金を貸与する期間は、本会が決定した貸与を開始する月から、貸与を受ける者が在学する学校の正規の修業期間を終了する月までとする。ただし、緊急採用奨学生に対する貸与の期間については別に定める。

## (出願手続)

第4条 奨学生、予約奨学生及び緊急採用奨学生の志願者は、本会所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、在学学校長を経由して提出しなければならない。

### (1) 推せん調書

(在学学校長の作成したもの)

### (2) 父母又はこれに代わって家計を支えている者の資力調書

(市町村長が証明したもの)

### (3) その他会長が必要と認める書類

## (奨学生の決定)

第5条 奨学生、予約奨学生及び緊急採用奨学生は、本会選考委員会において選考の上これを

決定する。選考委員会の構成は、過半数以上の学識経験者を含むものとする。

- 2 奨学生として決定された者は、連帯保証人及び保証人と連署し、誓約書を提出しなければならない。
- 3 前項の連帯保証人は奨学生本人の父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。保証人は独立の生計を営む者でなければならない。

(学業成績の提出)

第6条 奨学生は、在学学校長を経て毎学年末学業成績表を提出しなければならない。

(奨学生の異動届出)

第7条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合には連帯保証人と連署し、在学学校長を経て直ちに届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 本人、連帯保証人及び保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、誓約書を提出した奨学生に対し交付する。

- 2 交付の方法は、届出された奨学生本人名義の預貯金口座に毎月交付する。ただし、数月分を合わせて交付することができるものとする。

(奨学金の休止)

第9条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。

(貸与期間の短縮)

第10条 奨学生の学業成績の状況により、奨学金の貸与期間を短縮することがある。

(奨学金の停止又は廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学金を停止又は廃止する。

- (1) 傷、疾病などのために成業の見込がないとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 休学、転学が適当でないとき。
- (5) その他奨学生として適当でないとき。

(奨学金の返還)

第12条 貸与を受けた奨学金は、その在学学校を卒業後、満1カ年を経過した翌日から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間中にその全額を月賦、半年賦又は年賦で返還しなければならない。ただし、会長が特別の事情があると認めるときは、その全額又は一部を繰り上げ又は繰り下げて返還することができる。

第13条 奨学生が退学し若しくは奨学金を辞退し、又は廃止されたときは、その月の1ヶ月後から月賦により、前条の返還期間に準じて返還しなければならない。ただし、会長が特別の事情があると認めるときは、別段の方法により返還することができる。

(借用証書)

第 14 条 奨学生は、卒業前に連帯保証人及び保証人と連署し、在学学校長を経て所定の奨学金借用証書を提出しなければならない。当該連帯保証人及び保証人は、特別の事情がない限り、第 5 条第 3 項に規定する者と同じの者でなければならない。

2 奨学生が卒業前に上級学校に進学若しくは退学し、又は奨学金を辞退し若しくは廃止されたときは、前項に準じて直ちに奨学金借用証書を提出しなければならない。

(奨学生であった者の異動届出)

第 15 条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に本人、連帯保証人又は保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動のあったときは、直ちに届出なければならない。ただし、本人が疾病などのために届出ることができないときは、連帯保証人又は家族から届出なければならない。

(返還猶予)

第 16 条 会長は、奨学生であった者が更に上級学校に進学したときは、願出によりその在学期間中奨学金の返還を猶予することができる。

第 17 条 会長は、疾病その他正当な事由のために奨学金の返還が困難な者には、願出により別に定める期間その返還を猶予することができる。

(延滞利息)

第 18 条 正当と認められる事由がなく奨学金の返還を遅延したと会長が認めたときは、年 5 パーセントの延滞利息を徴収することができる。

(死亡届出)

第 19 条 連帯保証人は、奨学生が死亡したときには戸籍抄本及び奨学金借用証書を添え、在学学校長を経て直ちに届出なければならない。

2 連帯保証人又は遺族は、奨学生であった者が奨学金返還終了前に死亡したときには戸籍抄本を添え、直ちに届出なければならない。

(返還免除)

第 20 条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡又は心身障害者等となり、経済的理由により返還不能となったときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。この場合、連帯保証人又は遺族は事情を具して願出なければならない。

(欠損処理)

第 21 条 奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前行方不明又は、特別の事情により返還が不能と認められる場合は、奨学金の未償還分を収入欠損として処理することができる。

(実施細目)

第 22 条 この規程の実施について必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規程は昭和 33 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は昭和37年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により、奨学金を貸与されているものは、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は昭和39年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により、奨学金を貸与されているものは、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規程は文部大臣の承認のあった日から施行する。

(文部大臣の承認日・昭和44年6月10日)

附 則

この規程は昭和47年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に奨学生であるもの、および昭和46年度以前に入学しているものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は昭和51年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程第3条第1項第1号の大学又はこれと同程度の学校の奨学生で、現に従前の規定により、奨学金を貸与されているものは、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は昭和53年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程第3条による奨学生で現に従前の規定により奨学金を貸与されているものは、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、昭和54年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 この規程施行の際、現に従前の規程により奨学金を貸与されている者は、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の額とする。